

地域活性化・交流委員会 設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県並行在来線開業準備協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定により利用促進計画を策定するため設置する地域活性化・交流委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(構成員等)

第2条 地域活性化・交流委員会の委員は、新潟県並行在来線開業準備協議会（以下「協議会」という。）の会長が規約第11条第4項の規定により委嘱した別表のものとする。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

(部会)

第3条 委員会は、専門的な事項について調査検討させるため、部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(報酬及び旅費)

第5条 委員の報酬及び旅費は、新潟県の規定に準じた額とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協議会事務局（新潟県交通政策局交通政策課並行在来線企画室）が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月6日から施行する。